[構成員提出資料]

合理的配慮に関する意見

(3) 障害のある受講者への配慮については、提示されている内容が適切だと思います。 ただし、障害のある受講者が合理的配慮として DVD 学習について申し出た時に対応する ことなのだと思います。障害のある受講者が講義受講を希望する場合も当然ながらあると 考えられますので、受講できる環境条件(実施施設のバリアフリー化をはじめアクセスしや すい環境) に十分留意する必要があることについて確認します。

阿部一彦

相談支援の質の向上に向けた検討会

熊谷座長様 内野室長補佐様

意見書

JDDnet 今井忠

第8回でご意見がありましたので、考えてみました。

「障害による意思疎通の質的違い」の表現

まず、ここが、現状の相談支援の質的向上の最大課題の一つであるため、書きこんでいた だきたい。

現状の相談支援は言語(手話、外国語含む)に頼り過ぎるため、それに頼ることができに くい場合に問題が多発しています。

言語を理解しにくい知的障害者や、言語を使えても意味理解が多数者と異なりやすい自閉 スペクトラム症の場合がそうです。

真意を引き出し、確認するのに技術と時間、丁寧さが必要であり、状況や環境による本人の変化をもとに、<u>自覚されていない真意</u>をくみ取る必要があります。

「あなた、さっきこう言ったでしょう」はダメ。

具体的相談スキルの修得そのものは専門研修に委ね、標準カリキュラムでは、このような対象者のことを包含するよう求めておく。

なお、本件は、手話などコミュニケーションの手段のことではなく、主に意味理解の違い からくることです。

案1:原案のままで、次を脚注に入れる

質的違いとは主に次の場合であり、真意をくみ取ることに技術と丁寧さが必要になる。

- ①言語(手話、外国語含む)が無いか、または、言語を理解しにくい知的障害者
- ②言語を使えても意思疎通が多数者と異なりやすく、置かれた状況に左右されやすい自閉 スペクトラム症など

案2:原文の変更案

真意の確認において、言語(手話等を含む)だけに頼らず、特別な技術を要する障害(知的障害や自閉スペクトラム症等)

相談支援従事者研修 新標準カリキュラム 実施上の留意点「障害のある受講者への配慮」への意見

全国身体障害者施設協議会 三浦貴子

- 1. 複数の選択肢を用意した細やかな配慮が検討されている。
- 2.「(3) ア(ア) 視聴覚教材の活用」の実施にあたっては、全国共通のDVD の作成をお願いしたい。また、視聴後のレポートを評価する機関は、県か、研修の委託先等かの想定をお尋ねしたい。
- 3.「(3) ア(ウ) 基幹相談支援センター等における履修」の実施にあたり、基 幹相談支援センター等で演習を行った場合、レポート提出等報告の必要があ るかを伺いたい。
- 4.「(4) その他」の部分、「受講者に対し、人間の尊厳・人権の尊重について 理解が深まるように努めること」への表現修正を提案する。